

第20回検討会における主な発言 (●は議論の方向性に関する発言)

- 放影研は「残留放射線がない」ということは一言も言っていないが、第19回検討会でそのような印象が与えられていた。
- （原爆症の）裁判で裁判所はどういう判断をしたのかということを次回きちっとしたデータで出していただきたい。
- 残留放射線は、考慮しましょうというのがみんなの共通認識だと思う。ただ、残留放射能を考慮することと、イコール手帳を持っている全ての人たちを認定しましょうということはやはり違うと思う。
- （総合認定について）実際に行った例が私たちの耳にほとんど入らない。現行の認定制度を残そうという方向で議論が進んでいるが、この形で取り扱われると（見直しても今と）同じようになるという危惧がある。
- DS86について、誘導放射能に関しても章を設けてあり、それまでの研究結果が網羅されており、その後も、広い地域にわたって放射性降下物がどこに降ったかということも含めて調査している。不正確さはあっても、誘導放射線に関しては、わかる範囲内で線量推定をしましょうという形で、放影研の見解が出ていると理解している。
- 放影研の調査結果に対する批判につき、（検討会は）疫学論争をやるべき場ではない。原爆症認定で残留放射線の影響度をどう見るかは、別の場をつくったとしても恐らく無理で、結局、残留放射線は無視できないが、さりとて確実にその影響度をはかる知見はないところから出発しなければいけない。
- 影響はあるとしても、客観的に残留放射線をベースにして制度をつくっていけるのか、今までの論議の中ではどうも難しいのではないか。
- 疾病に基づいて司法が判断したのは、個別的に影響を与えていた部分が様々にあるのではないか。それを普遍化の形で基準の中に持ち込めるのか疑問を感じている。

- （認定申請の）却下理由が非常に簡単で、申請した人たちに対してきっちとした説明として受け取られていなかつたのではないか。もっときっちと丁寧にやりとりをしていくという配慮は今後とても大事になってくるのではないか。
- 疾病の治癒というケースに対して今後どのように考えていくのか、論議を深めていく必要がある。
- （残留放射線の）影響が今、続いているかどうかの問題である。「影響がない」という「ない」の意味が、受けることもなかつたというわけではないだろうと思う。
- わからない残留放射線の影響を放射線起因性ということで判断しようとすると、（対象から）外れていく人たちが出てくるのではないかという心配がある。
- 今の状況を我々委員が全部理解した上で、その状況のもとにどう決定していくかがここ の委員会の役目だと思う。他で議論するというよりはここがメインではないか。
- 要は制度設計である。その背後にあるジャッジメントで、方向性が違つたとしても、こ の辺でこういう方向性で制度をつくることで合意に達すれば、それでいいと思う。
- 被爆者援護制度では、放射線の影響ということを前提にしながら、原爆症認定のレベルに達していなくても健康管理手当が支給される仕組みになっている。残留放射線の影響を見ていないと見方は、一面的に過ぎるのではないか。
- 原爆症認定制度の対象になる疾病というのは、出発点は放射線の影響と思う。科学的知見に基づいての放射線の影響性が認知されている疾病に限られてくるだろう。
- （資料で）疫学で言われているメルクマールを基準にして、チェックポイントの説明があつたが、そういう目で、今、対象にされている疾病が適当かどうかは、点検する必要がある。説明のあつた（疫学でのメルクマールの）視点で、新しい類型の疾病を広げていくことができれば、それにこしたことはない。
- 今まで（対象として）見てきたものを見直すことは大変。認定制度が変わったときの差が出てくるので、既得権は既得権として考えていいのではないか。ただし、疾病対象を拡大するときの客観性をどのように証明していくのかが大きな問題。

- 厚労省が裁判で主張してきた判断について、裁判では 29 回退けられたわけだが、どういう根拠でどういう理由で退けられたか、紹介してほしい。違いがわかるようなものを出してほしい。
- 裁判は個別救済の性格なので、例えば、糖尿病などは放射線の影響をどこまで肯定できるのか、素人の私でもかなりの問題を感じるので、疾病との関係で言えば、ある程度ギャップが残ることはやむを得ない。審査基準では距離とか時間とか線量ということを前提に認定すべきかどうかの判断をしており、全部判断基準に取り込むのは難しい。（裁判を）分析して確認することは無意味ではないが、ギャップを全部拾い上げた制度ということにはならないと思う
- （資料に）いろいろな意味の科学的知見が出てきてしまい、何を科学的知見と言うのか。
- 放射線影響に関する科学的知見というのは、国連科学委員会が定期的に出している報告書で集約されたものや、それをもとに ICRP も独自に知見を集約して Publication などを出している。国連科学委員会や ICRP も、放射線影響、医学、物理の専門家として集まった一つのボランタリーの団体であり、そこが出しているものを科学的な知見として使っていきましょうと認識している。
- この問題は、司法と行政の乖離で、違う考え方があらわれてきていることから出発している。疾病の検討に当たってもいろいろな意見が出ていることから、どう説明していくべきかということを頭に置いて、ちゃんと納得性のあるものにしていくことに留意することが必要。

